

2024年9月6日

報道機関 各位

公益財団法人ドナルド・マクドナルド・ハウス・チャリティーズ・ジャパン

株式会社三井住友銀行と遺贈寄付に係る連携協定を締結

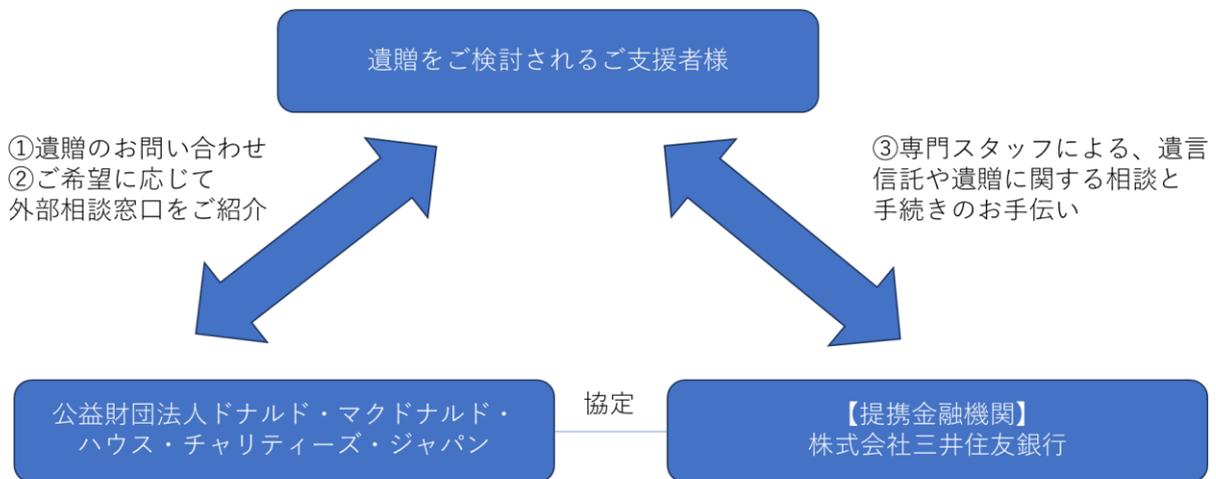
～遺贈寄付を検討される方へ、専門的サポートのご紹介が可能に～

病気の子どもとご家族のための滞在施設、ドナルド・マクドナルド・ハウスを運営する公益財団法人ドナルド・マクドナルド・ハウス・チャリティーズ・ジャパン（東京都新宿区、理事長：岩中督、以下 DMHC）は、株式会社三井住友銀行（東京都千代田区、頭取 CEO：福留朗裕、以下 SMBC）と「遺贈希望者に対する遺言信託業務の紹介に関する協定」を締結いたしました。

遺贈寄付は、個人が遺言により遺産の全部または一部を公益法人等の団体等に寄付するものです。本協定の締結により、DMHC への遺贈寄付を検討される方の遺言書作成から、遺言の執行に至るまで、SMBC による専門的サポートをお受けいただくことが可能となりました。

DMHC では今後とも遺贈寄付に係る専門家との連携を強化する事で、病気の子どもとご家族のためにさらなるサポートを提供できるよう活動してまいります。

遺贈ご検討の流れ



※提携金融機関にて遺言信託等のサービスを利用される際は、所定の手数料・報酬等がかかります。また、公証役場での公正証書遺言の作成についても別途費用がかかります。その他必要な手数料については、提携金融機関へ直接ご確認下さい。

■三井住友銀行の遺言信託に関するお問合せ先

株式会社三井住友銀行 相続アドバイザー一部
TEL:0120-338-518

受付時間:平日 09:00～17:00(日本時間)

※提携金融機関にて遺言信託等のサービスを利用される際は、所定の手数料・報酬等がかかります。また、公証役場での公正証書遺言の作成についても別途費用がかかります。

<https://www.smbc.co.jp/kojin/yuigon/> (外部サイトに移動します)

本件に関するお問い合わせ先

公益財団法人ドナルド・マクドナルド・ハウス・チャリティーズ・ジャパン

担当：中園・向井

Tel：03-6911-6068（9時～18時） E-mail：dmhcj@jp.mcd.com

【参考資料】

■病気と向き合う子どもとそのご家族のための滞在施設「ドナルド・マクドナルド・ハウス」

現在、全国で難病に苦しむ子どもの数は推計 14 万人とされています。こうした子どもたちは大学病院など設備・スタッフの揃った遠方の病院で治療を受けることも多く、付き添うご家族は、自宅と入院先との二重生活による経済的な負担、食事や睡眠環境などの肉体的な負担、家族が離れて暮らす精神的負担など、大きな負担に悩まされることとなります。

「ドナルド・マクドナルド・ハウス」は、“HOME AWAY FROM HOME”（わが家のようにくつろげる第二の家）をコンセプトに、こうしたご家族の経済的・肉体的・精神的な負担を少しでも軽減し、安らげる場所を提供いたします。

ハウスの運営は、多数のボランティアの協力を受け、常勤のハウスマネージャーによって行われます。現在、ハウスは世界 48 の国と地域に 388 ヲ所に開設しており、国内では日本第 1 号ハウスの「ドナルド・マクドナルド・ハウス せたがや」（東京都世田谷区/2001 年開館、写真）をはじめ、稼働しているハウスが全国に 12 ヲ所あります。（2024 年 8 月現在）

ハウスの運営費は全て個人や企業からの募金、寄付でまかなわれており、多くの支援者のおかげで、利用家族は一人 1 日 1,000 円でハウスに滞在することができます。

